

平成18年(行ウ)第467号 都市計画道路事業認可処分差止等請求事件

原 告 原田学外52名

被 告 東京都外1名

参加行政庁 世田谷区

平成19年(行ウ)第224号 都市計画道路事業認可処分差止等請求事件

原 告 小川裕之外36名

被 告 東京都外1名

参加行政庁 世田谷区

平成20年(行ウ)第108号 都市計画道路事業認可処分差止等請求事件

原 告 鈴木桂太外15名

被 告 東京都外1名

参加行政庁 世田谷区

準備書面(6)

平成20年9月19日

東京地方裁判所民事第2部A係 御中

参加行政庁指定代理人 河合由紀男

同 高橋工

同 山田幸男

同 小山英俊

同 志賀毅一

参加行政庁は、原告らの平成 20 年 6 月 25 日付け準備書面 12（以下「原告ら準備書面 12」という。）に対し、必要な範囲で、以下のとおり反論する。

第 1 原告ら準備書面 12、第 1 の 2 について

1 原告らは、本件連続立体交差事業の事業地（鉄道跡地。甲 98 号証の 1 の地図の青色で示した部分）の長さは補助 54 号線事業地との境界から駅舎予定地の境界までの部分で約 120m あり、また、鉄道のプラットホームの上部の長さは 210m あって、駅舎の配置・構造を工夫すれば、上記プラットホームの上部の土地を他の事業に利用することは十分に可能であるから、これらを合わせると、事業地の長さは 330m となり、約 8250 m² もの広さの本件連続立体交差事業の事業地（鉄道跡地）が利用可能となる旨、主張する（原告ら準備書面 12、3 頁 7 行目ないし 24 行目）。

しかし、そもそも、原告らが指摘する本件連続立体交差事業の事業地（鉄道跡地）合計約 8250 m² の位置関係がはっきりしないうえ、仮に、上記合計面積が約 8250 m² あったとしても、いかなる根拠で上記事業地を他の事業に利用することが十分可能であるのか、まったく不明である（この点、原告らは、「駅舎（駅施設）の配置・構造を工夫すれば」などと指摘するが、かかる指摘は何ら根拠のない、抽象的なものであって、失当である。）。

ちなみに、原告らが指摘する上記プラットホームの上部部分は、乙第 26 号証の 1 の下部分及び丁第 45 号証のとおり、駅舎、交差する京王井の頭線との連絡通路（なお、京王井の頭線は地下化されず、その路線は現状と同様に地上に敷設される。）等が予定され、しかも、区画街路 10 号線計画の一部分（駅前広場）とも重複しており、この点からしても、原告らの指摘に根拠がないことは明らかである。

以上のとおりであるから、原告らの当該主張には理由がない。

第 2 原告ら準備書面 12、第 2 について

1 原告らは、平成 12 年 3 月の下北沢駅周辺地区街づくり調査報告書によれば、区画街路 10 号線計画の交通広場の必要面積は最大でも 1800 m² であるところ、本件では、公有地と同等の扱いを受ける本件連続立体交差事業地（鉄道跡地）

3000 m²だけで十分整備が可能であり、他の民有地を利用しなければ行政目的を達することができないとはいえないから、区画街路 10 号線計画は、都市計画法 13 条 1 項 11 号に反し、また裁量の範囲を超える又はその濫用があったものとして違法である旨、主張する（原告ら準備書面 12、6 頁 10 行目ないし 12 頁 7 行目）。

しかし、そもそも、丁第 6 号証の下北沢駅周辺地区街づくり調査報告書は、既に述べたとおり、現況の地形や周辺の道路との接続等とは関わりなく、ケーススタディとして検討・整理されたものに過ぎないのであるから（参加行政庁の平成 19 年 6 月 25 日付け準備書面(2)2 頁 27 行目ないし 3 頁 7 行目）、区画街路 10 号線計画の駅前広場の必要面積は最大 1800 m²ではない。

また、仮に、上記鉄道跡地 3000 m²だけで駅前広場を整備するとしても、同跡地部分の細長い形状では（甲第 98 号証の 1）、例えば、路線バスが転回することすらできず（丁第 46 号証「バス軌跡検討図」）、しかも、車道の外、歩道、植樹帯なども整備する必要があるから、したがって、上記鉄道跡地のみでは、駅前広場としての機能を果たすことができるのは明らかである（なお、丁第 46 号証の軌跡図で用いられている「設計車両」、「車両長さ」、「設計幅」、「最小回転半径」等は、道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）4 条 2 項により算出）。

以上のとおりであるから、原告らの当該主張には理由がない。

2 原告らは、百歩譲って、仮に 5300 m²もの規模の交通広場を建設するとしても、本件連続立体交差事業の事業地は、鉄道のプラットホームの上部（駅舎予定地）も含めると約 8250 m²の広さがあるから、配置・構造を工夫すれば、本件連立立体交差事業だけで十分に交通広場を建設することができる旨、主張する（原告ら準備書面 12、12 頁 8 行目ないし 18 行目）。

しかし、前記第 1 及び上記 1 のとおり、原告の当該主張には理由がない。